

1 か月児健康診査事業の開始について

1 か月児健康診査専用受診票の追加配布

1 事業目的

早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対して、健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことでその進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

2 事業内容

●令和6年度まで

- ・乳児一般健康診査受診票を3枚交付し、個別健康診査を医療機関に委託して実施
- ・受診目安：3～5か月、6～8か月、9～11か月

●令和7年度から

- ・乳児一般健康診査受診票を4枚交付し、個別健康診査を医療機関に委託して実施
- ・受診目安：生後28日目～41日目まで、3～5か月、6～8か月、9～11か月

2 事業内容

- 事業の開始日

- ・ 令和7年4月1日～

- 事業の対象者

- ・ 令和7年4月1日以降に生まれた乳児で、
生後28日目から41日目までのもの

2 事業内容

●令和7年度の乳児一般健康診査受診票

	受診票の種類	
受診票枚数	第1回～第3回（3枚）	1か月児（1枚）
受診目安	3～5か月 6～8か月 9～11か月	生後28日目～41日目
受診票の使用期限	1歳に到達した月の月末まで使用可能	生後28日目～41日目

注意

1か月児専用の受診票は
使用期限が短い

2 事業内容

● 受診票表面

乳児 1か月

④赤い太線内は保護者が記入してください。

令和7年4月1日以降に生まれた出生後28日目から41日目までの乳児は、無料で健診が受けられます。
⑤受診手続等については、裏面をみてください。

医療機関コード		
保険者コード	330027	
倉敷市		
フリガナ		
乳児氏名		男
生年月日	令和 年 月	
出生後経過した日数	出生後 日目	(注)生まれた日を1日目とする
保護者氏名		
住所	倉敷市※倉敷市民でない場合は使用できません。	
電話番号	() -	
お子さんの整理番号		10
受診年月日	5令和 年 月 日	18 区分
【記入上の注意】		19 所見
・お子さんの整理番号は予防接種のシール番号を記入してください。		

生まれてから何日目の乳児か
記入する欄を新規に追加

乳児 一般健康診査依頼票 (1か月児)

上記乳児の一般健康診査を依頼します。

医療機関の長 様

倉敷市長

・栄養状態 (良 ・ 要指導)

・新生児聴覚検査の実施状況 (済 ・ 未)

・先天性代謝異常検査の実施状況 (済 ・ 未)

・ビタミンK₂投与の実施状況 (済 ・ 未)

・その他育児上の特記事項 ()

3. 異常なし

4. 経過観察 ()

1. 要精密検 () の疑い

2. 病名もしくは症状 () 治療要・否

依頼のあった左記乳児の健康診査の結果は上記のとおりでした。

健康診査実施機関の所在地・名称・担当医師名

⑥医療機関へのお問い合わせ先
左上に医療機関コードを入力してください。

2 事業内容

● 受診票裏面

乳児の保護者の方へ

乳児 1か月

- (ア) 令和7年4月1日以降に生まれた出生後28日目から41日目までの乳児について、この受診票により無料で健診が受けられます。
健診の時期は医学的にみて生後1か月（本票）、3～5か月（第1回）、6～8か月（第2回）、9～11か月（第3回）の間が適当です。
- (イ) 健診を受けるときは、保護者記入欄に記入のうえ、おやこ健康手帳とともに医療機関の窓口へ提出してください。
また、医療機関での混雑や病気の感染を避けるために健診日時を前もって医療機関と打ち合わせてください。
- (ウ) 本票は、対象の乳児以外には使用できません。他の市区町村へ住所を移された方は、移転先の市区町村役場へ受診票の交換をお申し出ください。
- (エ) 健診の結果、医療を要する場合があるかもしれないので、念のため健康保険証を持参してください。
- (オ) この受診票（1か月）を対象児以外に使用した場合、費用の返還を求めますので、ご注意ください。
この受診票を他人に譲ったり、また他人から譲られたりすることを禁じます。1人の児に1枚の受診票を複数回使用することはできません。
この受診票（1か月）により公費（無料）で受診した場合、費用の返還を求めますので、ご注意ください。

医療機関の方へ

※岡山県外の医療機関（倉敷市と委託契約をしていない医療機関）は、県外医療機関各位

- (ア) 本健診の費用は、対象者に請求しないで、(イ)の方法により請求してください。
- (イ) 費用の請求については、結果票の所定事項に記入のうえ依頼票と受診票（結果票）を切り、それに乳児一般健康診査費請求書を添付して翌月10日までに岡山県国民健康保険団体連合会へ提出してください。
- (ウ) この受診票による健康診査は、倉敷市居住の乳児（住民票を有する）に限り、本票の交換を行うようお伝えください。
- (エ) この受診票による健康診査は、令和7年4月1日以降に生まれた出生後28日目から41日目までの乳児に限り、対象期間を過ぎて受診場合でも理由によっては受診が認められる場合がありますので、保健所健康づくり課へご確認ください（TEL086-434-9820）。

出生後41日目を過ぎた理由：1 母子の体調不良 2 医療機関都合 3 早産児/低体重児
4 その他（ ）

照会日： 月 日 健康づくり課職員名：

岡山県外の医療機関（倉敷市と委託契約をしている医療機関を除く）で健康診査を受ける方へ

県外の医療機関を受診するときには、本票を医療機関の窓口へ提出して健診を受けてください。健診にかかる費用は全額自己負担していただきますが、受診日から3年以内に、費用（又は費用の一部）を倉敷市へ請求することができます。県外の医療機関を初めて受診する際に、綴じ込みの「県外医療機関各位 妊産婦・乳児健康診査費の支払いについてのお願ひ」を医療機関に提出してください。

健康づくり課へ電話し、
期限を過ぎて受診した理由が
認められれば受診票を使用できる

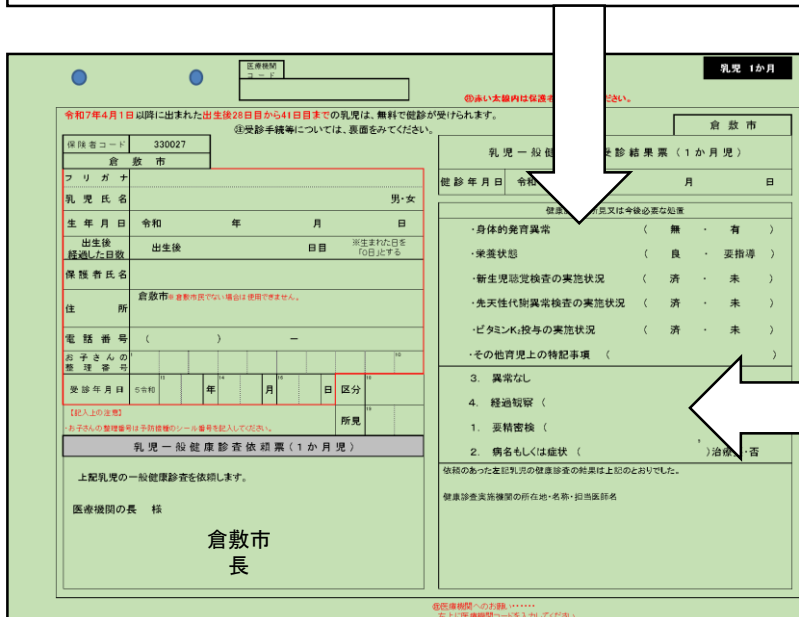
2 事業内容

● 一般健康診査の項目

- ・ 身体発育状況
- ・ 栄養状態
- ・ 疾病及び異常の有無
- ・ 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認
- ・ ビタミンK₂投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与
- ・ 育児上問題となる事項

2 事業内容

- 健康診査の所見又は今後必要な処置
 - ・ 身体的発育異常 (無・有)
 - ・ 栄養状態 (良・要指導)
 - ・ 新生児聴覚検査の実施状況 (済・未)
 - ・ 先天性代謝異常検査の実施状況 (済・未)
 - ・ ビタミンK₂投与の実施状況 (済・未)
 - ・ その他育児上の特記事項 ()



健康診査結果票 (1か月児)

乳児一般健診

診察年月日 令和 年 月 日

・身体的発育異常 (無・有)

・栄養状態 (良・要指導)

・新生児聴覚検査の実施状況 (済・未)

・先天性代謝異常検査の実施状況 (済・未)

・ビタミンK₂投与の実施状況 (済・未)

・その他育児上の特記事項 ()

3. 異常なし

4. 経過観察 ()

1. 要精密検査 ()

2. 病名もしくは症状 () 治療・否

倉敷市長

- ・ 異常なし
- ・ 経過観察 ()
- ・ 要精密検査 () の疑い
- ・ 病名もしくは症状 () 治療要・否

2 事業内容

● 1 か月児健康診査マニュアル

↓こども家庭庁のホームページ



母子保健の主な動き(通知・事務連絡等)2024年

母子保健の2024年の主な動き(通知・事務連絡等)を掲載しています。

2024年12月

2024年12月27日

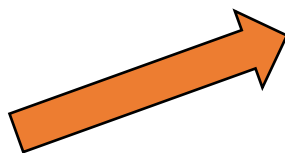
- ・【通知】母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(PDF/706KB)
- ・【官報】母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第118号)(PDF/3.5MB)
- ・母子健康手帳の任意記載事項様式について(PDF/77KB)
- ・【別紙】
- ・【通知】「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について(PDF/108KB)
- ・【別紙】新旧対照表(PDF/552KB)
- ・【改正後全文】新生児聴覚検査の実施について(PDF/378KB)
- ・【別添】【通知】「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について(関係団体宛)(PDF/114KB)

2024年12月25日

- ・令和5年「乳幼児身体発育調査」の調査結果を公表しました

2024年12月23日

- ・【事務連絡】1か月児健康診査マニュアルについて(PDF/135KB)
- ・【別添】1か月児健康診査マニュアル(PDF/9MB)



こども家庭庁ホームページ> 政策> 母子保健・不妊症・不育症など> 母子保健の主な動き(通知・事務連絡等)> 母子保健の主な動き(通知・事務連絡等)2024年> 2024年12月23日 に掲載



2 事業内容

● 1 か月児健康診査問診票・健康診査票

↓ こども家庭庁のホームページ



母子保健の主な動き(通知・事務連絡等)2023年

母子保健の2023年の主な動き(通知・事務連絡等)を掲載しています。

2023年12月

2023年12月28日

- 母子保健医療対策総合支援事業(令和5年度補正予算)の実施について(PDF/275KB)
 - 【別添様式1】説明同意書(PDF/218KB)
 - 【別添様式2】説明用リーフレット(PDF/572KB)
 - 【別添様式3】報告様式(PDF/1,218KB)
- 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業に係る外部精度管理について(PDF/1,489KB)
- 1か月児及び5歳児健康診査支援事業について(PDF/1,489KB)
- 「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正について(PDF/78KB)
 - 【別紙】(PDF/337KB)
 - 改正後全文(PDF/1,071KB)

こども家庭庁ホームページ>政策>母子保健・不妊症・不育症など>母子保健の主な動き(通知・事務連絡等)>母子保健の主な動き(通知・事務連絡等)2023年>2024年12月28日>1か月児及び5歳児健康診査支援事業について に掲載

1か月児健康診査票

項目	検査	結果	検査法
1 身体状況	身長、体重、頭囲、胸囲	測定	身長計・体重計・頭囲計・胸囲計
2 顔面	顔面	観察	肉眼観察
3 呼吸	呼吸音	聴診	聴診器
4 心臓	心音	聴診	聴診器
5 腸音	腸音	聴診	聴診器
6 皮膚	皮膚	観察	肉眼観察
7 歯	歯	観察	肉眼観察
8 視力	視力	観察	肉眼観察
9 聴覚	聴覚	観察	肉眼観察
10 運動	運動	観察	肉眼観察
11 発達	発達	観察	肉眼観察
12 栄養	栄養	観察	肉眼観察
13 睡眠	睡眠	観察	肉眼観察
14 排便	排便	観察	肉眼観察
15 排尿	排尿	観察	肉眼観察
16 発熱	発熱	観察	肉眼観察
17 その他	その他	観察	肉眼観察

(別添1) 1か月児健康診査問診票

項目	結果	備考
1 出生体重	測定	
2 身長	測定	
3 体重	測定	
4 頭囲	測定	
5 胸囲	測定	
6 顔面	観察	
7 呼吸	観察	
8 心臓	観察	
9 腸音	観察	
10 皮膚	観察	
11 歯	観察	
12 視力	観察	
13 聴覚	観察	
14 運動	観察	
15 発達	観察	
16 栄養	観察	
17 睡眠	観察	
18 排便	観察	
19 排尿	観察	
20 発熱	観察	
21 その他	観察	

2 事業内容

- 1 か月児健康診査受診票の交付方法
 - 令和7年4月1日以降に妊娠届を提出する方
⇒窓口でお渡し

 - 令和6年度に妊娠届を提出している方
 - ・令和7年5月31日までの出産予定日の方
⇒お子様が生まれたことが確認でき次第郵送
 - ・令和7年6月1日以降が出産予定日の方
⇒令和7年4月上旬に郵送

- ※「生後3週過ぎても受診票が届かない場合は健康づくり課へ連絡を」とお知らせ

3 委託契約、委託料の支払い

●委託契約について

岡山県医師会と締結している健康診査業務委託契約の内容を変更

- ・乳児一般健康診査の回数 3回→4回

●健診単価について

1人につき6,390円

●国保連への請求について

乳児一般健康診査に現行の3回分の受診票と1か月児受診票をすべてを含めて請求

● 問い合わせ先

倉敷市保健所 健康づくり課

電話番号 086-434-9820

